

臨時雇用制度撤廃要求の件

一月九日

合同労働組合 提案

主文

臨時雇用制度は資本家側の巧妙な搾取の一手段と認められ、これが大きな要因である。

理由

今日資本家側が盛んに臨時雇用制度を多く使用するのは、用はつてあればそれがたま先づ臨時で雇用され大きな人は職をしておらず特典はほとんどが出来ずそのため不満や不安状態に置かれます。

更にかゝる容易なる採取制度の現存するため資本家側の態度非常に厳しく効率を効率者に取つては陰々陽に其の影響範囲は甚大である。

現在施工を淘汰して全部臨時雇用代へつてある工場も少しある。吾年一日一千千十基分百基制度を廃止せしめなければならぬ之れ本家を提出する理由である。

实行方針

一、既存の争議に於て要求条項とすること

二、毎年のメーデー・モットー「一つとして力づけ」事

三、年次賃金改定の実績を重視してこれを廃止促進を目的として貢献

主文

：

關多連絡組織 提唱の件

(可決)

合同労働組合 提案

主文

：

主として多様な労働者による全国的活動のため各会場会員より解説会に参加する会員を募り、

労働組合連絡組織、連絡組織を提唱する。

理由

資本主義が他より傾向を取れば必ず程どれと對抗する要素が生じ形態、いふる

西沙原らは資本側が二場の争議として労使とそぞく相手の勞働組合連絡組織を構成するコトの運動等をしてその地方の勞使とそぞく連絡する事と並んで對立する事である。

争議と異なる事は出来ぬが、同一資本の二場の對立は全國的の労働運動を併行する事の如きは、勞働争議も全く無くなる事である。

斯くて既存の二場の形態す害的であることは運動力が失墜せり、常設的の争議等が必要である而してこの運営組合連絡組織は常に大支局を置りて、各会員の連絡を要したとしてその運営を行ふのであるから何等措置等は精神等たゞたむろせんことを極めて合理的である共同斗争の方法であると思ふ。

实行方針

後回書を請ひ連絡を得て、全国労働組合会員全員が連絡組織を構成する。